

美濃加茂市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
同条第1項及び第5項の規定による令和5年度工事監査の結果に関する報  
告を別紙のとおり公表する。

令和6年2月26日

美濃加茂市監査委員 田中昭則

同 坂井文好

# 令和5年度 工事監査結果報告書

## 1 監査の範囲

- (1) 監査種類 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項  
及び第5項の規定による監査
- (2) 監査対象 令和5年度 今泉第2雨水支線築造工事（第4工区）  
所管課 建設水道部上下水道課
- (3) 監査日 令和6年1月15日(月)
- (4) 着眼点 工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行さ  
れているかどうかを主眼として監査を実施した。
- (5) 監査方法 美濃加茂市監査基準(令和2年美濃加茂市監査委員告示  
第1号)に準拠し関係書類の審査及び工事現場の実地調査  
を行った。なお、工事監査は、技術的観点からの専門知識  
を必要とするため公益社団法人大阪技術振興協会に工事技  
術調査の業務を委託して実施した。

## 2 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと  
認められた。

また、技術的な所見は、工事技術調査結果報告書のとおりである。  
なお、同報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての  
提案事項であるので、参考にされたい。

# 美濃加茂市

## 令和5年度 工事技術調査結果報告書

令和6年2月14日（水）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和6年1月15日（月）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎3階第3会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	田 中 昭 則
// 監査委員	（議選）	坂 井 文 好
調査立会者：監査委員事務局	局長	安 田 智 洋
//	係員	櫻 井 晴 美

### 調査対象工事

公建蜂工第2号 今泉第2雨水支線築造工事（第4工区）

## 1 工事内容説明者

### 調査出席者

建設水道部 部長	西田 恒夫
〃 上下水道課 課長	櫻井 英樹
〃 〃 下水道建設係 係長	三輪 克哉
〃 〃 〃 係員	吉田 優太
経営企画部 財政課 検査監	坪井 勤

### 工事請負者

株式会社栗山組美濃加茂本店

現場代理人（主任技術者）

横山 和紀

## 2 工事概要

(1) 工事場所：美濃加茂市加茂野町今泉 地内

(2) 工事内容

加茂野地区の排水路について、元々土地改良施設として整備されてきたが、宅地化が進んでいることにより排水路の能力不足により雨水を吐き切れない事象が増加していることを受け、加茂野地区雨水対策基本計画を策定した（H15）。

その後、蜂屋川公共下水道の雨水処理区域として下水道法及び都市計画法の事業認可変更が認められる（H18）。

以降、浸水対策事業として雨水路の整備を進めている。

- ・加茂野排水区（H19～H25）
- ・今泉排水区（H26～R6予定）

### ア 工事概要

施工延長 L=99.6m

ボックスカルバート□900×1000 L=99.6m

附帯工（農水布設替、排水工） 1式

(3) 工事請負業者

株式会社栗山組美濃加茂本店

【第1回目で落札】

「指名競争入札（10者参加）8者応札・1者辞退・1者不着、予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設計：株式会社日本インシーカ 関営業所

工事監理：直営

(5) 事業費

設計額等（税込） 46,721,400 円

請負金額（税込） 44,330,000 円（うち消費税及び地方消費税額 4,030,000 円）

落札率：94.88%

(6) 工事期間

令和5年8月9日から令和6年3月15日まで

(7) 進捗状況（令和5年12月末日現在）

計画出来高 85.5% 実施出来高 81.5% 【計画より4%遅れ】

(8) 工事監督員

建設業法第19条の2第2項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員 建設水道部 上下水道課 櫻井 英樹

主任監督員 " 三輪 克哉

一般監督員 " 吉田 優太

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第234条の2関係）として、履行保証制度<sup>※1</sup>の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証 4,433,000 円

【株式会社大垣共立銀行 美濃加茂支店 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金について

17,730,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事については、「指名競争入札」に付されていた。

【土木一式工事】

「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第167条の4並

びに同令第 167 条の 11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

- ・指名通知日 令和 5 年 7 月 18 日
- ・開札日 令和 5 年 8 月 2 日

本工事の入札への見積もり期間は、令和 5 年 7 月 19 日（指名翌日）～令和 5 年 8 月 2 日であった。

建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 2 項に規定された必要な見積期間（予定価格 5000 万円未満は、（通知～応札期間 10 日以上）が確保されていた。適正であった。

### （3）契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（令和 5 年 8 月 1 日改正）」に基づき、令和 5 年 8 月 9 日に適切に締結されていた。また、同日に仲裁合意書を締結していた。

### （4）現場代理人及び主任技術者届

現場代理人・主任技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

### （5）建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度<sup>※2</sup>への加入があったが、掛金収納書（証紙）購入していなかった。理由書は、確認し適正であった。しかし、今後の「建設業界の課題」として認識して指導をお願いする。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

### （6）工事保険契約

受注者は、法定外保険、賠償責任保険等に加入していた。

「美濃加茂市工事請負契約約款」第58条（火災保険等）第3項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されており、期日令和6年3月1日までとなっている。

更新した証券の写しを提出させること。

#### 第58条

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものをして発注者に提示しなければならない。
3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

### 3-2 計画・設計・積算に関する書類

#### (1) 計画について

本工事は、株式会社日本インシーク関営業所にて実施設計を行っていた。

排水能力の不足により雨水が吐き切れない。浸水対策事業として順次整備している中の本工事計画であった。

#### (2) 設計に関する書類

##### ア 設計方針

計画区間は生活道路であり幅員が狭く、かつ埋設物（水道・下水・農水管）がある状況であることを踏まえ、占用幅の少ないボックスカルバートによる設計とし、支障となる他埋設物を移設した後にボックスカルバートを布設する計画とする。

新設する水路は幹線管渠に直結し、かつ他排水区の幹線管渠への流入を防ぐ役割を果たすことから、重要な管渠と位置付け、レベル1・2地震動<sup>※2</sup>に対し耐震性を有する構造のものとする。

## 【※2 参考：重要な管渠と位置付け、レベル1・2 地震動】

耐震設計の改訂思想は、土木学会の「土木構造物の耐震基準等に関する第二次提言、1996年1月10日」におけるレベル1・レベル2の考え方が基になっています。ここには、マグニチュード7級の地震をレベル2として導入することが記載されています。

これを受け、日本下水道協会では「下水道の地震対策についての第一次提言、第二次提言、最終提言」において、耐震設計においてレベル1・レベル2を導入したことを述べています。

(これは「日本下水道協会；下水道の地震対策についての検討報告書（概要）、平成9年8月」の巻末資料に掲載)

一方気象庁は、1995年11月29日付で震度階級を見直しています。つまり両機関共ほぼ同時期の見直しですが、地震動レベルと震度階級との厳密な関連はとられていません。

レベル1・レベル2は、あくまでもマグニチュードを基本にしたものです。

したがって、あくまでも目安の意味でレベル1・レベル2が震度階級でどの程度に相当するかを回答します。一例ですが、「日本下水道協会；下水道の地震対策マニュアル 平成9年（1997年）」では、「本マニュアルは気象庁震度階級5（弱）以上の地震の事例を参考にして作成した。（p.5）」、また「本マニュアルは、これらの地震の事例に加えて、震度VIIの大都市圏直下型地震である兵庫県南部地震（平成7年 マグニチュードM=7.2）等による被災および復旧状況を参考に作成した。（p.6）」と記載されています。

以上より、あくまでも地震動との明確な関連はないですが、あえて関連づけるとすればレベル1はおおよそ震度階級5（弱）以上、レベル2はおおよそ震度階級7相当と考えることもできます。

## イ 設計について

本工事設計は、株式会社日本インシーク関営業所に、「設計業務委託」していた。  
設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

(計画、調査、実施設計に使用した基準、指針)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	ボックスカルバート設計・施工マニュアル	全国ボックスカルバート協会	平成30年4月
2	下水道施設計画 設計指針と解説	日本下水道協会	平成30年4月
3	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	平成26年4月
4	JSWAS A-12 下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート	日本下水道協会	平成24年11月
5	共同溝設計指	日本道路協会	令和2年4月
6	道路橋示方書・同解説 I～V	日本道路協会	令和2年4月

(3) 工事積算

【コスト縮減】

令和5年4月に公共工事適正化推進委員会に諮り、設計内容についての精査を行い、工事における懸念事項を協議した。

ア 積算に関する書類

積算基準は、「土木工事標準積算基準書」に準拠し適切に算出されていた。

また、市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」を用い適正に算出していた。

刊行物に記載されていない「物価資料によらない」場合は、原則見積り3者以上の見積りを微収し、見積微収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理され、本工事の採用単価としていた。適正に積算していた。

◇ 数量算出・照査方法

原則以下の順番をルールとしている。

- ・公的単価（物価版、積算資料等）
- ・見積り（「土木設計・積算参考資料」により、3者の見積りを微収し、平均値を採用）

ただし、平均する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。

【数量算出・設計書の照査方法】

美濃加茂市職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

◇ 特別調査

ボックスカルバートについては特別調査による価格調査を実施

イ 工事設計書

「工事設計書」（単価適用年月日：令和5年6月1日）をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	土木工事標準積算基準書	国交省大臣官房技術調査課	令和5年度版
2	建設物価	建設物価調査会	2023 6月
3	積算資料	経済調査会	2023 6月

### 3－3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

#### (1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

#### (2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

#### (3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。令和5年9月11日の提出分を確認した。適正であった。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」、「建設業法第24条の8」及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）により元方事業者からの下請契約の状況を確認した。

#### 【参考】施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第14条の2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。  
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項)
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。  
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項で準用する建設業法第24条の8)
- 施工体制台帳は、工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。  
(建設業法第24条の8)
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては10年間）保存することが義務づけられている。  
(建設業法第40条の3、同施行規則第26条、第28条)

## 【参考】(建設業法第40条の3、建設業施行規則第26条第2項三、建設業施行規則第28条)

- ① 工事現場における建設業許可証の掲示義務は、元請けのみで良い。
- ② 施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。
- ③ 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すこと。
- ④ 社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめ、労働者単位での加入確認を徹底。また、建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化。
- ⑤ 元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求める。
- ⑥ 一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

### (4) 工程表

施工計画に実施工工程表が作成・提出され整備されていた。  
毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。適正であった。

### (5) 設計照査

「設計図書の照査に関する確認報告書」が、受注者から提出されていた。適正であった。

#### 【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第18条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

- ① 「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」
- ② 「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかつた為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

### (6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

## (7) 施工計画書

施工計画書は、令和5年8月18日提出分を確認した。仕様書に基づき分かりやすく適切に作成されていた。

受注者作成、市職員監督員の適正な管理がなされていた。

ア 品質管理（材料検査、出来形、段階確認）等、施工計画書に（時期・箇所等）を記載させ現場状況確認を実施することが望まれる。

イ 現場安全管理の体系図の「統括安全衛生責任者等」は、「統括安全衛生責任者に準ずる者」と記載させることが望ましい。（次頁 参考参照）

ウ 緊急時及び対応について

作業中止基準値（安全衛生法：「悪天候」）、現場対応、避難場所及びルート等を記載することが望ましい。

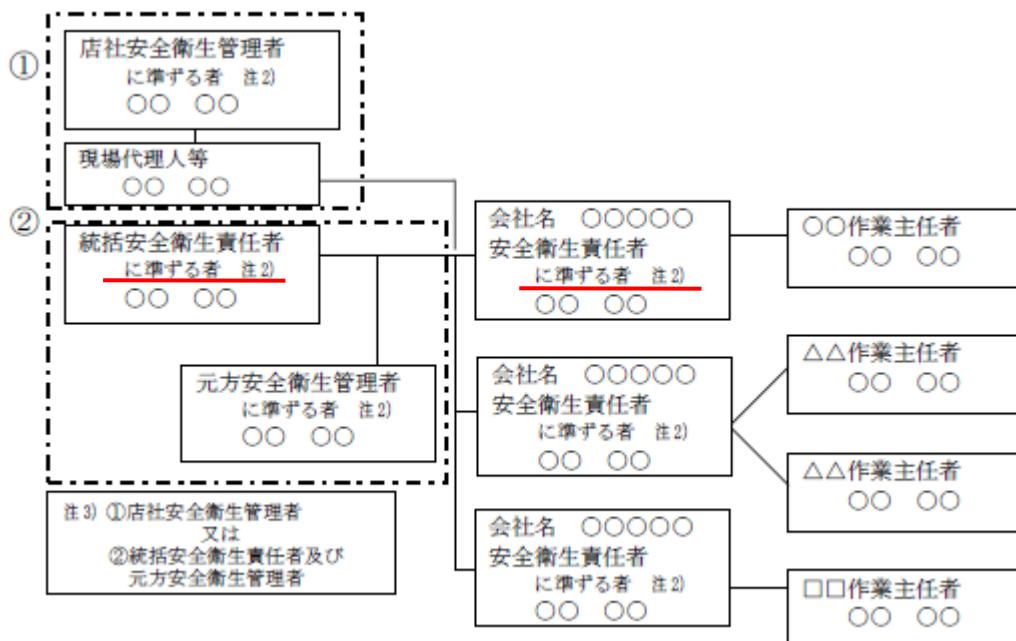
悪天候と判断される基準は、労働安全衛生法などにより定められている。

### 【労働安全衛生法で定める「悪天候」】

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

## 〔参考 作成例〕

工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止及び疾病を予防するとともに、第三者に対する公衆災害を防止するため、安全管理の組織を下図のとおりとする。また、作業主任者一覧表を、工事現場の関係労働者が見やすい箇所に掲示する。



## 【参考】中規模建設工事現場における安全衛生管理指針

### 1 趣 旨

統括安全衛生責任者等の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務付けられない中、規模建設工事現場において、元方事業者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が多発していることにかんがみ、中規模建設工事現場における統括安全衛生管理体制又は本店、支店、営業所等による建設工事現場に対する指導体制の確立を図り、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ることを目的とする。

### 2 対象建設工事現場

おおむね、労働者数 10～49 人規模の建設工事現場（統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。）

注 1) 作業主任者一覧表には、労働安全衛生規則第 18 条の規定により、作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載する。

注 2) 「に準ずる者」は、現場で作業する者が、常時 10～49 人の場合、配置する。詳しくは、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成 5 年 3 月 31 日付け基発第 209 号 労働省労働基準局長 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について)による。

注 3) ①店社安全衛生管理者を選任する場合には、元方事業者の現場にいる担当者（現場代理人等）を記載する。統括安全衛生責任者は、事業の実施を統括管理する者を選任すること。元方安全衛生管理者は、その事業場に専属の者を選任すること。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐することが望ましい。

(参考：事前本工事技術調査時の確認書類)

着工前書類	着工後書類
工事の背景、目的及び設計方針	監理（監督）分掌区分表
効果及び耐用年数予測	監督員知書
事前調査報告（測量、地質、水理、環境、支障物件等）	監理及び管理工程表
事前打合せ報告（道路、交差点、河川、近接、港湾）	労災保険、上乗保険、賠償保険
工法選定または比較検討書	建設業・土木・組立・火災保険
構造計算書（設計指針等リスト共）	建設業退職金共済掛金収納書
容量（性能）計算書	施工計画書、実施工程表
実施設計図	下請業者、施工体制台帳、施工体系図
数量計算書	緊急時連絡体制図
設計内訳書（積算書及び根拠リスト共）	建設業の許可票、労災保険関係成立票
コスト縮減	
工事施工同	
	公的資格認定証写
	安全衛生関係記録
質疑回答記録	主要使用材料承諾願
入札関係記録（予定価格決定書、入札結果一覧表等）	
	材料試験・検査関係記録
工事請負契約書	施工試験・検査関係記録
履行保証保険証券等	工事打合せ記録
前払金保証書	工事指示書
全体工程表	
現場代理人及び主任（監理）技術者届	廃棄物処理関係書類
建設業監理技術者資格者証写	
各管理者との協議書	
その他	その他

### 3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25

日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成14年4月1日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業廃棄物	土捨
1	産業廃棄物種類	舗装・Co殻	廃プラ
2	委託契約書(有/無)	有	有
3	処分業許可証(有/無)	有	有
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有

### 3－5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。

(3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。

- ・「安全作業指示書・安全日誌」
- ・「KYミーティング日報」
- ・「新規入場者申告票」など

(4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であることである。

### 4 現場施工状況調査における所見

現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

- (2) 監査時は、路盤工の不陸整正施工中であった。適切な不陸整正建設機械（グレーダー）を使用し、また、誘導員を付け安全管理された状況であった。

## 5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態を継続されたい。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかつたが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。

安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害完成をお願いする。

以 上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案